

規制改革会議 地域振興TF 議事概要

1. 日時：平成20年8月4日（月） 17:00～18:00

2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議題：厚生労働省ヒアリング

「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査、安念委員

【厚生労働省】

大臣官房会計課 課長補佐 三浦 明

大臣官房会計課 班長 黒川ひとみ

大臣官房会計課 係長 村松正之

雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 有田一幸

雇用均等・児童家庭局総務課 調整係長 田野 剛

【内閣官房地域活性化統合事務局】

黒坂 仁

5. 議事概要

○米田主査 どうも今日はお忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございます。

今日は厚生労働省ヒアリングということで、「補助金等財産処分に関する対応について」、いろいろヒアリングをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 冒頭事務局の方から、ヒアリングの趣旨といたしますか、目的を確認させていただきます。

4月に補助金施設の転用の弾力化に関するガイドラインが、「補助金等適正化中央連絡会議」で決定事項として通知されました。これを受けまして、各省の対応状況について、趣旨に沿った形で運用されているか等々を、今日御説明をいただきながら、確認をさせていただきたいと思っております。

説明時間の方は、20分から30分程度でお願いしたいと思っております。

その後、事前にお送りしました質問事項を更に深堀していくような形で、質疑の方を順次させていただければというふうに思っております。

では、早速よろしく願いいたします。

○三浦課長補佐 厚生労働省の大臣官房会計課の課長補佐をしております三浦と申します。よろしく願いいたします。

なぜ会計課がここにいるかというお話でありますけれども、御案内のとおり、先ほどおっしゃっていただいた特例と申しましょうか、ルール自体、補助金の適化法という法律の枠のアンブレラの下にぶら下がっているものですから、私どもの省の取りまとめをしております、厚生労働省会計課

というところが、厚生労働省を代表して、本日御説明にあがっております。

先ほどおっしゃっていただいた4月の取りまとめというのを受けまして、私どもでは、実際には出たのが4月17日という日付であります。これは少し補足をさせていただきますと、先生方御案内のこととは思いますが、各省庁の官房長クラスがメンバーとなって、財務省がチェアをしております、「補助金等適正化中央連絡会議」という会議がございます。そちらの方で4月10日に、いわゆる適化法の22条の承認についての緩和についての基本的な方針が示されております。

その内容は、恐らく先生方御案内だと思いますので、捨象いたしまして、早速私どもの省で取りました対策について御説明をさせていただければと思います。

資料として事前に登録させていただいておりますものが、このつづりの中に入っております。

カバーは議事次第ですので、捨象いたしまして、資料1、資料2、資料3、資料4、それから参考資料1、2という形になっております。こちらの参考資料1が、今、私が申し上げました「補助金等適正化中央連絡会議」の決定というものであります。こちらを見ながら、私どもの省庁のとった施策、資料1～4までご覧いただくというような形が、わかりやすいかと思います。

早速ですが、私どものとりました対策について、御説明をさせていただければと思います。

右肩の資料番号1というのをお開きいただければと思います。「財産処分の承認基準について(概要)」と書いてございます。こちらは資料2と書いております通知のものを、少しポンチ絵ふうに、簡略に表現をしたものでありまして、資料1と2は同じことを言っております。

資料1、1ページ目であります。資料1は2枚ものになっておりまして、1枚目が「地方公共団体の場合」、2枚目が「地方公共団体以外の者の場合」という構成になっております。

すなわち、地方公共団体に対して、私どもの省庁から補助金を出させていただいているようなケースが、1枚目に該当し、2枚目が、地方公共団体以外の者、例えば私どもですと、お付き合いがございますのは社会福祉法人さんですとか、そういったところに補助をしたようなケースが、2枚目に該当いたします。

まず1枚目、地方公共団体に対する補助の財産処分に関するルールであります。こちらは従前御案内の通り事前承認制、何らかの処分をする場合には、耐用年数のようなものの内側にある場合には、事前に私どもまで承認の申請をいただいて、その承認がおりた後でなければ、そういった財産処分などはしてはいけないというルールになっていたものを、先ほど申し上げました連絡会議の結果を受けまして、緩和したというものです。

その緩和の中身であります。AとBという2つの場合に分けて考えてございます。

Aであります。 (1) 10年経過後の転用、無償譲渡等。(2) 合併市町村基本計画に基づきまず10年経過前の転用、あるいは無償譲渡等、(3) 災害などによる取壊し等であります。

この基本的な考えといたしましては、連絡会議で決まっております、本来の目的を達成したとみなされるようなケースとして、こちらは書いてございます。

そしてその場合においては、例えば、財産処分をする際に、国庫納付、ですから返還をしていたかどうかは不要ですと。あるいは報告をいただくというような形で、一種承認を得たようなものとみなす。包括承認というふうに私どもは呼んでおりますけれども、事前に私どもの承認通

知が届くのを待つことなく、処理をしていただく御報告をいただいて、私どもの方で、補助金上の管理を行っていくというふうなスキームになってございます。

また、Bというケースですが、こちらは本来の目的を達成したという一定の10年の縛りの前に処分をしたようなケースであります。(1)10年経過前の転用、無償譲渡等。(2)有償でそれを譲渡したようなケースであります。

そういたしますと、やはり私どもは税金として頂戴いたしまして、それを補助金として執行させていただいているという立場からは、何らか少しリターンという部分がないと、なかなか私どもとしても立ってられないという制限の中で、国庫納付を条件に承認をしていくという形をとっております。

納付金の額につきましてはこのパターン2つ、①と②というふうに分けてございますが、こうした計算をして、その額を返していただく。

実際、例えば①のところでは譲渡額、例えばものですか、箱、あるいは土地なんかを売りましたと。そのときに、総事業費の中の補助分としては何%ありましたかと。その分の金額は、納付、返還してくださいというのが、①の計算の考え方であります。

あるいは10年経過前の転用の場合ですと、国庫補助額に処分制限期間といわれる、一種の耐用年数がありますね。こちらの中で、残存年数、要は償却し切っていない部分というのを期間比例いたしまして国庫補助額に掛ける。①と②を掛け比べいたしまして、②を上限額とした額を返還していただくというのが、Bの基本的な考え方となります。

1ページおめぐりいただきまして、今度は地方公共団体以外の者の場合です。非常に類似したような絵でありまして、似たようなふうにごらんいただけるかもしれません。同じようにまたAとBというふうになっております。

地方公共団体の場合には、Aのパターンが(1)～(3)まで設けてありましたが、地方公共団体以外の者の場合につきましては、(1)と(2)というふうになっております。それは、地方公共団体の(2)は合併市町村計画に基づくものですから、直接民間には関係ないということで、(1)と(2)というふうに、パターンが少なくなっております。

またAの(1)ですが、「10年経過後の厚生労働行政関連事業等へ転用、無償譲渡等」というふうに書いてございます。こちらは、転用の中でも少し制限を加えさせていただいているというのが、この趣旨であります。これはまた後ほど御質問も、事前にちょうだいしておりますので補足をしていきたいというふうに思います。

それから「災害等による取壊し等」は、地方公共団体の場合と同様に国庫納付不要というふうになっております。

(2)災害などの場合には、「報告によるみなし承認」がかかるというふうなスキームになってございます。

また、B「国庫納付を条件に承認する」というパターンが、Bの(1)～(3)に書いてございます。「(1)10年経過後の厚生労働省総関連事業等以外への転用、無償譲渡等」、「(2)10年経過前の転用、無償譲渡等」、「(3)有償譲渡等」という形になってございます。

また計算式は捨象しますが、こういったケースについては、お金を返していただくということで、ルールとして作っているというものであります。

基本的な考え方を申し上げますと、10年という期間を設定しまして、それよりも過ぎたものであれば、基本的には手続について非常に緩和をしていくというのが、ルールということになるかと思えます。

これを文書化いたしましたのが、資料2というものです。少し長いのですが、全部で10ページのものになっております。この辺り、細かくやってくると時間が幾らあっても足りませんので、資料1と2は同じものであるということで、お受け止めいただければというふうに思えます。

資料3がついてございます。これは様式であります。

資料4は「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財政処分について」という、私どもの中の一部局であります雇用均等・児童家庭局というところがございまして、そちらの局長が出しております通知になっております。

実は、私どもの省で出しました通知、通達の構造でありますけれども、基本的な共通のルールというものは、会計課で雛形を示しまして、それを使っていただく。

それから、先ほど申し上げました改正前の事前承認の時代、要は見直しの前から、各行政分野ごとに、日ごろお付き合いの深い方々が補助金の交付対象になってまいりますので、それぞれの事業に応じた形で、少し緩和をしたようなルールを事前に持っておりました。厚生労働省として、一本の同じ基本的なルールとして貫徹いたしましよというふうにしますと、逆に使い勝手が悪くなってしまふようなケースが出てくる。そういったものをリストアップいたしまして、こちらでいけば児童家庭局の特例という形で、基本的なものに添付して各局で対応したというのが、厚生労働省の通達の全容であります。

すなわち、特別なルールで緩和してきたものが既にあって、一般ルールが後からできたものですから、一般ルールでやってしまうと少し使い勝手が悪くなってしまふという部分を、従前の柔軟な措置というのが生きるような形での特例というのを、引き続き設けることができないかというのが、こちらになります。こちらは本日、児童家庭局も来ておりますので、児童家庭局の方から御説明をお願いします。

○有田課長補佐 雇用均等・児童家庭局総務課の有田と申します。

私どもの局では、例えば保育所でありますとか、児童養護施設というものを、局内の所管課で対応しているんですけども、今回、具体的な施設名という御説明がなかったものですから、総務課の私、課長補佐をしております有田と申しますけれども、説明をさせていただきます。

基本的な省としての考え方は、今、御説明した通りです。従来から福祉関係、これまた局がまたがるんですけども、老人福祉施設であるとか障害福祉施設、私どもの児童福祉施設、局がそれぞれ別なんですけれども、連名通知で、簡略化の通知というのを従前から出しておりました。

今回整理し直すに当たりまして、既に簡素化を認めていた部分もありますので、新しい基準の特例という形で、定め直したものだというのが、資料4になります。

書いてある通りなんですけれども、1番「申請手続の特例（包括承認事項）」ということで、厚

労大臣に報告を提出すれば、承認するという形のもの、随分、簡素化を図っているものです。

(1)～(3)までが、福祉関連部局で従前から認めていた部分であります。(1)地方公共団体が行います無償譲渡、無償貸付につきまして、同一事業を継続するものについては、報告事項で認めているというものです。

(2)は、地方公共団体ではなくて、社会福祉法人が同様に無償譲渡、無償貸付を行う場合、同一事業を継続する場合には、同じような手続をしますというものです。

(3)は、10年以上の児童福祉施設等の転用につきまして、承認するというものでございます。

(4)が、雇用均等・児童家庭局独自のものなのですが、保育所と幼稚園、文科省と連携を図るという部分がありまして、認定こども園という制度が平成18年度から始まりましたけれども、そういったところを使い勝手がいいように、これも従前から簡素化を図っている部分を、特例という形で定めております。

(5)は、福祉施設、民間の施設が整備を行う場合には、国の補助金だけではなくて、独立行政法人の福祉医療機構というところから融資を受けて整備をするケースが非常に多いんですけれども、そういったときの担保提供についての定めを書いてあるものでございます。

一番最後の2ですけれども、社会福祉施設の整備補助金、交付金とございますけれども、そういったもの以外に、平成13年度当時だったと思いますけれども、NTTの償却の関連で貸付制度というのができましたので、それにも同様の取扱いをしますといったものを、ここで記載しているものでございます。

以上が、児童家庭局の特例部分の説明になります。

○三浦課長補佐 今少し補足いたしますと、例えば資料4の最初に「申請手続の特例」というところがございます。(1)で「地方公共団体の行う、経過年数が10年未満の云々」と続いております。10年未満の場合には、結果的には包括承認という届出で承認があったものとみなすという手続になります。

これはなぜこういうことが必要になってくるのかと申しますと、もともとこういうふうなプロセスで、私どもは仕事をしてきていたのですが、統一的なルールでは、先ほどの資料1に戻っていただくとわかるかと思うのですが、資料4の1(1)というのは、資料1の1枚目のフローで考えますと、Bの(1)に該当してくると思うんです。

Bの(1)ですと「国庫納付を条件に承認」、無償ですから別に国庫納付ということは発生しないにしても、ちょっとプロセスが面倒くさくなってしまうと。それを包括承認でもいいですよといったような、従前の柔軟な取扱いを引き続きできるようにというものを設けたのが、この資料4にあります。そういった個々の事情、既存のやり方、仕事の仕方を残したのです。

今回の趣旨を考えますと、私どもの補助金を受けて事業が行われたケースで、少し現場において使い勝手が悪いということをどうにかしなければいけないということで発想してきているものですから、もともとにあったやり方というのが、新しくつくろうとしている統一的なルールと比べて厳しくなるのか、それともこれまでよりも緩和されるのかということのをケースごとに見ていって、厳しくなってしまうようなケースは拾っていったということ、各局作業して、このような形で通知

を出してきたというものであります。

今回ヒアリングに当たりまして、事前に何点か御関心事項というのをいただいておりますので、どうでしょうか。それを少し先にお話しした方がよろしいですか。それともまた御質問を受けた形がよろしければ。

○米田主査 続けてお願いします。

○三浦課長補佐 わかりました。今回の私どもの対応についてということで、3点ほど事前にお尋ねをいただいております。

1点目の事項としましては、補助対象財産の転用等の弾力化に当たって、私どもがとった運用改善措置の内容についてということでありますので、今の説明で代えさせていただければと思います。これは参考資料1というところについています。

2点目でありますけれども、地方公共団体が財産処分を行う場合と地方公共団体以外の者が行う場合の承認基準に少し違いがあるのは、どうしてでしょうかという点をお尋ねいただいております。

こちらはまさに資料1の中の1枚目と2枚目の違いの趣旨ということではありますが、この場合、私どもが補助させていただきました地方公共団体のケースと、それ以外のケースですと、法律上の位置付けと申しましょうか、地方自治法に規定がされております地方公共団体とそれ以外とは、少しもともとのポジションと申しましょうか、立場が違う。あるいはガバナンスの観点からいきましても、やはり議会というもののコントロールを受けております地方公共団体と、それが議会とまではないわいなプロセスでガバナンスされている民間企業とは、どうしても少し変わってくるのかなということで、このような差異を設けさせていただいたという趣旨であります。

ただ、参考資料1というところでも、柱書きというんですか、頭の方の параグラフの2つ目に、なお書きで、「地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨」、ですから、「記」以下に書いてある趣旨を踏まえて、適切に対処することというふうに、私どもはお互いに約束し合っておりますので、その趣旨に照らして、できるだけ近い形で緩和できるようなものということを加味いたしまして、このようなルールにしたというものであります。

それから3点目であります。「今回の弾力化措置による地方公共団体の実施状況や所管としての評価について」という部分であります。先ほど申し上げましたように、実は申合せが4月10日に出ましたが、私どもは去年の11月に中間取りまとめを地方分権の関係でいただき、これは何とかしなければいけないということで、年明けぐらいからずっと準備を内々しておりました。

それでいつ出るのかなと、関係省庁連絡会議などずっとウォッチしていて、10日に出たというところで、1週間ほどで、各局の調整をしながら最終的に発出したというのがこの通達になるわけです。

いずれにしても4月に出たばかりで、実施状況モニタできるほどの蓄積というのも、実はまだ余りないというのが正直なところなんです。この関係ですと、本省内で承認する一般会計分はすべて私の決裁を通ります。私は4月に着任いたしまして、4月に、この通知を出すときにも、担当補佐として決裁いたしましたけれども、それ以降でも決裁が必要になったケースは、私のところにまいます。

す。

また、決裁が要らない、すなわち包括承認と呼んでおりますが、届出のような形が、各部局でどのような積み重ねになってきているかというところは、これからどうやってウォッチをして、あるいはどのように補助を受けた方から意見を聞いていったらいいものやら、ちょっとまた知恵を絞っていかなければいけないというふうに思っている段階であります。

今ここで明確に、どういうふうにするんですよということを申し上げることはできないのですが、いずれにしても、私どもが補助として執行しております事業の一種、帰結と申しましょうか、その結果がこのように動いていくというものについては、私どもも把握はしていかなければいけない。

それがまさに包括承認であり、届出をいただきますよという趣旨でありますから、それを情報として集めながら、自治体さんあるいは補助を受けた方々と、コミュニケーションをとりながら、少しでも改善ができれば、してまいりたいというふうに考えているというのが現状であります。

私の方からは以上になります。

○米田主査 ありがとうございます。そうすると、こちらからいろいろ確認と、また質問させていただいて、お先によろしいですか。

まず第1番目に基本的なことなんですけれども、質問でも出しておりますけれども、地方公共団体が持っている補助財産とそれ以外の者の補助財産の転用では、地方公共団体の方が議決というようなガバナンスをきちんと経ているけれども、第3セクターとか外郭団体のものについては、そういう議決とか、ガバナンスをちゃんときちんと確立されていない面があるので、対応に差が出ますよということは、私もわかります、

ただ、対応に差が出るということが、なぜ厚生労働省関係という省内の枠内であれば、OKで省外であれば別の扱いをしますということになるのかについては、わかりません。

○三浦課長補佐 今、該当部分を探しますが、結論的に私どもは、転用先が厚生労働省の所管のものでなければならぬというところまで言っているわけではないんです。

今お手元にあります資料2というところで、転用先としてこのようなものがある場合というふうに、表をリストにして付けております。私どもの通知の最後のところであります。資料2の10ページ、表として、その転用先が、条件を付加しない財産処分後の事業ということでのリストが、8ページからずっとリストアップしています。確かに今、御指摘をいただきましたように、厚生労働省のものが、ほとんどすべてという形になっております。

ただ実は、例えば10ページの下から4つ目、更生保護事業なんかは、法務省さんの事業だったりします。学校教育法に規定する幼稚園は、御案内の通り、文科省さんです。あるいは、高齢者の居住の安定確保に関する法律というのは、国土交通省さんになります。

最後に、バスケットクローズ的な規定がありまして、「その他厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業など上記に準ずる」という形で、厚生労働省以外のものであっても、ある程度柔軟に対応できますという形で、私どもはルールを作っております。

もしも先生の御懸念が、私ども省の所管を越えて転用してはいかんというふうなルールになって

いるという事実認識に基づいてのことであれば、少しそこは私どもの説明が足りなかったかなと思いますけれども。

○米田主査 この表を見ると、確かに今おっしゃったように、すべてが厚労省ではなくて、例えば、国土交通省の案件が入っていたりはするんですが、ただそれはあくまでも、その事業に隣接する事業、関連の深い事業ということで限って書いてあるということはありませんか。

○三浦課長補佐 例えば幼稚園なんかは、隣接している、保育所と幼稚園は近いのではないかと。確かにそれをもって隣接というのがあるのかもしれない。例えば、高齢者の居住の安定確保に関する法律なんかは、お年寄りの方が、マンションを借りたりするのも、貸主が少し嫌がって、なかなか安定的にすぐ家が確保できないのではないかという、そういう論点から始まっているものです。確かに、高齢者福祉という部分で、隣接をするのではないかということであれば、隣接はしますけれども。

○米田主査 逆に枠は、先ほど最後にその他の文書から、「補助金等の対象となる事業など上記に準ずる」と書いてあるのを、自分の省内の事業ではなくても、ある程度を認めることができるようなお話だったんですけど、ある程度というのが、これは例えば、農業施設に転用するのでも話があれば。

○三浦課長補佐 そこは個別に、お話をさせていただくことになると思いますが、例えば私どもが補助をどんなところに行っているかということを考えますと、現実的にはなかなか全然違う業界に、例えば医療施設なんかを、全然違うものに使うということは、あっても構いませんけれども、御懸念されるほどは、ないかな、と。全然違う業界のところに使えなくて困っているというお話があれば、むしろ私どもが教えていただいて、勉強させていただければというふうに思いますけれども。

○米田主査 だから例えば、自分たちが想定している範囲外のものが、申請で現れたときには、それは基本的に許可する方に、前向きに御検討いただくということなんでしょうか。

○三浦課長補佐 勿論それはそうです。もともとの趣旨がそうでありますから、ただ、一方で、先生が御理解の通り、私どもは税金をお預かりしている身ですから。そこがどのように使われているかということについての関心は、持たざるを得ないわけです。

そこが、厚労省という狭い範囲で考えるべきかどうかという、御質問だと思います。先生の問題意識がです。私は、それに全面的に賛同いたしますし、ここに書いてあるのもそういう趣旨なんです。

ですから個別に実際に、私は、ここ数か月というふうに申し上げましたけれども、この案件で、個別に、私どもの支分局に下ろしている権限もあるんですけども、それであっても枠にはまらないものというのは、相談が上がってまいります。それは前向きという表現がいいのかわかりませんが、結果的にはOKという形で、私どもは処理をしております。そのスタンスが変わることはないと思います。

○米田主査 そこをもう少し、これを読んで、転用を考える方にわかるような形で書いていただけることを望みます。

というのは、私はこれを一生懸命読んだ結果、今のお話のように、みんなが法律に詳しいわけで

も、こういう公文書にたけているわけでもありませんから、この文書は、厚生労働省管内以外は転用が難しいのかなというふうな印象を与えてしまうんです。

ですから、それ以外も、前向きに幅広く、基本的には転用を自由にする方向で、勿論モラルハザードは一定のチェックをかけながらではあるけれども、転用緩和の方に向かって対処しますということが書いてあれば、ああそうかと思えるんですけど、この文書から今のことを読み解けといわれても、なかなか読み解けないというところがあると思います。

もう少しわかりやすくできないものなんですか。

○三浦課長補佐 どうも、何かできが悪くてすいません。

○黒川班長 この通知は、もともと4月10日の補助金等適正化中央連絡会議の申合せの案をつくる過程で、財務省主計局法規課からも意見があればどんどん出してくださいということで、かなり話し合いをした上でできたものでございます。

その際に、地方公共団体以外の者に対する補助財産の処分の基準についても、地公体となるべく近い形で弾力化を図ってほしいということは、法規課から大分言われまして、私どもも今までの発想を転換するような思いで、この案を作ってきました。

私どもの省内でも検討チームを作りまして、この会計課長通知を作ってまいったのですが、先ほどの話にあるように地方公共団体であれば、議会の承認などを経て、民主的なコントロールが自然にできるというのがございますが、そこはやはり民間であれば、ちょっと危ういのではないかと。

やはり基本は、公益性をどのくらい担保できるのかということなのです。では、漠然と「公益性のある事業ならいいです。」と書いてしまったら、逆に皆さん、どういう事業がいいのか、公益性のある事業とは何なのか、となってしまうんです。ですので、そこは、私どもの省庁の所管の事業ばかり書いているというふうに誤解されやすいんですけども、あくまでも私どもが責任を持って記載ができるのは、私どもの省の所管の事業でございますから、そこをまずしっかりと書いて、こういう事業であればということで、最後にこの事業に準じた形であれば、公益性が担保できるものであれば認めることがありますよということで、こういう表をつくっています。

確かにわかりにくいというか、誤解されやすいという御批判はあるかもしれないんですけど、むしろ私どもは、こういう公益性があって、営利を追求しないような事業であればいいんですよということが、具体的にイメージできるようにということで、あえて別表を作成したという経緯がございますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○米田主査 あと、何点が細かいことも含めてなんですが、まず資料1のA(1)のところで、「10年経過後の転用・無償譲渡等」と書いてありますね。「等」の中にはどのようなものが含まれるのでしょうか。廃棄であるとか、いわゆる財産処分ということですね。

○三浦課長補佐 そうですね。資料2の2ページに財産処分の種類というのが、真ん中から下の辺り、(注1)のところにリストアップしてございます。こちらが文言になりますので、こちらで御確認いただければと思います。転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄というのがリストアップされてございます。

○米田主査 わかりました。それから、こちらの、前の補助金等適化法の連絡会議の資料によると、例えば、「概ね十年経過前であっても」というところで、例えば「市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様にする」と書いてあります。そのときに「地域再生等の施策」というのをどういうふうに定義するかというのが、ひとつ解釈があると思うんですが、それは厚生労働省としては、どういうふうな定義にされたんでしょうか。

○黒川班長 この「市町村合併、地域再生等」の「等」はどういうものを含めたらいいかというのは、実は、財務省主計局法規課の方にも確認してございます。基本的に国の施策です。ですから地域活性化も勿論、読めますし、あと今後出てくるいろんな国の施策、省庁全体の施策というのが出てくると思うんですけども、例えば官から民へというようなものも含まますというふうに言われておりますので、そういう幅広く、国全体としてとして、今後、国と地方の関係の中で進めていく施策については、すべて読み込もうということで「等」としているということで、将来的なものも含めてです。

ですから、市町村が別途地域再生だけに限っていませんよという趣旨で、「等」を入れているというふうに、法規課からは聞いております。

○三浦課長補佐 具体的にこの通知の文言でごらんいただきますと、また資料2に戻っていただきまして、下に振ってございますページナンバー3、「2 申請手続の特例」というところに、具体的に今の資料1のAというパターンが3つほどございますが、それに対応する形で書いてございます。

今、御指摘をいただきました地域再生云々というのは、2の(1)②の部分が、具体的にはまず入っている受け皿という理解でいいですか。

○黒川班長 そうです。

○三浦課長補佐 ここでは、市町村の合併の特例に関する法律ですとか、そういった合併市町村基本計画というのがリストアップされてございます。

また、下の(注1)というところに、「地域再生法に基づくみなし承認」というのも拾ってございまして、今、黒川の方から申し上げましたけれども、これで終わりではなく、恐らくいろんなパターンのものがこれからも追加されることがあるかもしれません。その場合には、私どもは連絡をとり合いまして、関係部局あるいは関係省庁と連絡をとって、必要な手当というのはしていくつもりであります。

○米田主査 ちょっと確認したいんですが、今の御説明の文言を読むと、いわゆる市町村合併にかかわることと、あと地域再生法にかかわることというふうに、3ページ目は読めるんですが、先ほど黒川班長の方からお話があったのは、さまざまな、これから起こるであろうことも含めて地域再生にかかわる国の施策全般というふうに伺ったのですが、それはどこに書いてあるんでしょうか。

○黒川班長 10年未満ですか。すいません。10年未満ですと、こちらの4ページになります。頭に、「1 地方公共団体が行う財産処分」とありますけれども、この中で国庫納付を求めない、条件を付さない、の中の②のアです。10年未満の者であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い」と書いていますけれども、この中の「等」で読めるとお考えいただければ結構でございます。

○米田主査 わかりました。では、そこは、地方自治体の地方活性化の施策は入らないんですね。

○黒川班長 ですからそこは、恐らく今、地域活性化という国の施策のもとに、各地方公共団体でも、そういう政策を進められていると思いますので、そこは。

○三浦課長補佐 排除していない。

○黒川班長 排除していないと思います。

○米田主査 それから、資料1に戻りまして、2ページ目で確認なんですけれども、地方公共団体以外の者でA、「10年経過後」と「災害等による取壊し等」というのに矢印で「国庫納付不要」と書いてあるんですが、「(1)は、承認後10年間は処分制限あり」と書いてあるのですが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

○黒川班長 これも今回地方公共団体とそれ以外の者で、どこで差をつけているかという御質問に答えなければならぬ一つではあるんですけれども、実は、地方公共団体の場合は1回財産処分の承認をしたら、それ以降は何回転用しても譲渡しても、承認手続はもう1回切り、1回の承認で要りませんという整理をしております。

ただ、地方公共団体以外の場合は、まず第1回目の財産処分をしますけれども、その後10年以内にもう1回転用なり譲渡なり貸付なりをする場合は、もう1回承認が要りますと。だから2回までは要りますという条件をつけさせていただいています。

○米田主査 要するにモラルハザードで、何か、よからぬ目的で転用していかれることを防止しているわけですね。

○黒川班長 ただ、あくまでも2回目までということですよ。

○安念委員 しかしそれなら、最初の転用、無償譲渡等が譲渡であった場合には、2回目というのはないわけですね、もう譲渡してしまったんだから、もう追及力はないわけでしょう。

○黒川班長 そこは、第三者に対して、譲渡するときそういう条件をつけて譲渡契約を結んでくださいということで、そこはもう1回、譲渡先から申請を。

○安念委員 買戻し特約みたいなものをつけて譲渡せよ、というふうになさるわけですか。

○黒川班長 そうですね。買戻しというか、これはあくまでも1回目の承認で、国庫納付をしなくていい処分をした場合に、もう1回つけますということです。売却ですと、もうその時点で、お金を返してもらいますので、基本的にお金を返してもらったら、もう縁を切りますので。それはもういいんですけど、1回目の承認が納付を求めない承認をした場合は、もう1回だけということにしております。

○安念委員 そうか、それならいいです、はい。

○米田主査 質問なんですけど、一つの考えられるやり方として、とりあえず、第三者機関が持っている補助財産、外郭団体が持っている補助財産を1回、地方公共団体に無償譲渡して、地方公共団体が、もう1回すぐに転用するということは、できるんですか。

○黒川班長 それはできます。

○米田主査 変な話なんですけれども、全く違った種類の、例えば厚生労働行政のものを農林水産業系のものに転用しようとするときに、例えばこういう仕様書を読んで、難しそうだなと思った人が

一たん地方公共団体に譲渡して、それから転用してもらおうということを考えつくケースがあると思うんですけども、それは、地方公共団体が転用するときに、地方公共団体の議決を経るという観点から、ガバナンスが保たれているということで、OKということになるわけですか。

○黒川班長 まず、地方公共団体に譲渡する時点で、売却なら別ですけれども、無償譲渡であれば、国庫納付がかからないので、そのまますんなり承認されますけれども、今度、地方公共団体がもう1回どこかに処分するとなると、今度は地方公共団体が行う財産処分として扱うことになりまして、そうすると、10年未満のものであれば、承認手続が要る場合も出てくると思いますが。

○米田主査 譲渡してから、それから経過年数を数えるわけですか。

○黒川班長 そうですね。この再処分は、1回目の承認から10年の範囲内で、もう1回転用するとか。

○米田主査 では譲渡してからすぐに転用しようと思うと、10年未満のものになっちゃうわけですか。

○黒川班長 承認手続は要りますということですよ。

○三浦課長補佐 承認手続ではなく、そこはだめですよ。

○米田主査 そうするとBになるわけですね。移した段階で、そこから例えば1年未満に転用しようとする、この1ページ目のBに当たるので。

○黒川班長 承認手続自体は、1回目の財産処分から10年以内だったら要るんですけども、そのときの判断基準は、整備してからの年数を数えますので、例えば地方公共団体に無償譲渡してから、地方公共団体が転用するまでのその時点が第三者機関が整備してから10年以上経っていれば、承認基準は10年以上が適用になりますという趣旨です。

○岩村企画官 端的にいうと、今のケースでいうと、地方公共団体以外の者が1回承認、要するに、地方公共団体に1回無償譲渡した場合に、それを受けた地方公共団体が、更に転用する場合には、別にそこは承認という行為は要らないという理解でいいですか。

○三浦課長補佐 最初に事業を行ってから何年目かによる、ではないですか。

○黒川班長 そうです。10年経っていれば包括承認となるということですよ。

○三浦課長補佐 10年経っていればそれは構わないです。

○岩村企画官 2枚目の紙のAのカテゴリーに入ってくる中で。

○三浦課長補佐 10年以上であればですね。絶対的なクロックが走っているようなイメージでしょうか。

○米田主査 それから、先ほどの御説明を繰り返すことになりませんが、厚生労働省としては、統一的なそういった運用基準というのを出されて、それから各局がそれとは別につくられたのは、それぞれの局で、統一基準よりも緩やかな運用をしている面もこれまであったので、それを生かすために、あえて別記した表つきのものを各局で出された。

しかしそれは、更に緩めるためのものであって、これだけしか認めませんよというネガティブなものではないということですね。

○三浦課長補佐 先生の御理解の通りです。一つだけ表というふうに、先生にはおっしゃっていた

だきましたけれども、実際には資料2と資料4をホチキスでとめたようなものを、各部局が、関係部局に、自治体の関係セクションといたらいいでしょうか、に発出をしたというのが、やったことなんです。

要は一般ルールと特例という関係になっておりますけれども。

○米田主査 そこからなんです、今度は、わかりやすい資料にしていきたいというのは、希望としてあるんですが、これを趣旨を理解していただいて周知するために、結構な、私も、親しく聞かないとわからないわけですから、これを読んだだけの方は、今のようなことまで理解できるというのは、結構難しいのではないかと思うのですが、情報の周知とか、相手に正しく伝えるための努力というのは、どういうことを今御検討中か、もしやっぴらっしやればということ教えていただきたいのですが。

○三浦課長補佐 御満足いただけるお答えかどうか、あれなんです、基本的に私どもは、1週間ぐらいの準備期間の中で、例えば資料1といったようなものは、プレスリリースいたしまして、クラブなどにも投げ込んで、実際に私も何件か取材を受けたこともございます。それがまず一つの情報の発信の仕方でありまして。

それに加えて、実際にどういうふうに補助事業というのが流れていくんだろうと考えますと、例えば児童家庭局さんですと、お付き合いがあるのは、都道府県の児童家庭セクションなわけです。

私どもは例えば会計課からぼんと知事部局に投げるというのも、一つ案としてはあったんですけども、実際に仕事しているやりとりというのは、補助部局、補助を受けているところから、私どもが補助させていただいている間、この情報が流れていくことが多いものですから、そうすると戦略的には、各部局ごとにお付き合いのあるところに、厚生労働省と都道府県の間では、例えば特定の都道府県を考えますと、同じようなものがたくさん行ってしまうことにはなるんですけども、多対多対応の形での情報発信をさせていただいたというのが、二つ目でありまして。

その中で例えば資料4という形についておりますのは、資料2、3、4をホチキスでとめまして、私どもの雇用均等・児童家庭セクションであります局から、都道府県の中でそれを担っております部局に対して発出をしたと。同様に、医療関係のセクションに対しては、医療関係の部門から同じようなものを出しております。例えば雇用関係であれば、雇用関係の安定行政のセクションから、安定関係という形でのやりとりをしております。

何分、先般から御指摘をいただいておりますように、わかりにくいという部分はあるかなと思いつつも、努力という意味ではそういった多少なりとも工夫はしたつもりであります。

○米田主査 それから今度県の方が、市町村の方に御説明されるという流れになるわけでしょうか。

○三浦課長補佐 そうですね。実際には、市町村から補助というのも。

○有田課長補佐 保育所もありますので、直接、全国の市町村に対してお知らせというのは、物理的に難しい部分がありますので、まずは都道府県レベルにお願いして、そこから市町村におろしてもらうという部分と。

あと、先ほどの説明の補足なんですけれども、私も今年の4月から来たんですが、この財産処分

は、実は昨年度から話し合いがされているということで、私どもの局でいうと保育所の部分というのが、財産処分の件数が多いんですけれども、それでわかりにくいという部分もあります。

たしか昨年度もそういった御指摘があったのか。私どもは、全国都道府県の児童福祉主管課長会議、全国の都道府県の方を集めて、年に何回か会議をやるんですけれども、昨年度末にもそういう会議を開きまして、たしか保育所の部分で、手続のやり方というのをわかりやすい文書を会議資料でつけて、広報していたようですので、そういったわかりやすい形で会議等で、今後もお示していくのかなというふうに考えてあります。

○米田主査 それからこれはちょっと質問が、今日の趣旨とは若干外れるんですけれども、せっかくおいでいただけるのでお伺いするのですが、保育園とかは結構いろんな保育所とか、規則がありますね。赤ちゃんがハイハイをする、ほふくのために一児童当たりどのぐらいの面積が要るとか、いろんな施設の要件、仕様が結構決まっていると思うのですが、それは今はどちらかという、緩和の方に向かっていきますよね。

○有田課長補佐 最初にちょっと触れたんですけれども、その辺になると、私も総務課なものですから、それは保育課でやっています、そこを責任を持って、これはたしか議事録に残るということで、間違っただけを言うてしまうとはいけないので、すいません。

○米田主査 わかりました。では、今のは取り下げます。

安念先生、ありませんか。

○安念委員 適化法 22 条自体は、改正されたわけではありませんから、承認という行政処分は、観念的には残っているわけですね。

○三浦課長補佐 おっしゃる通りです。

○安念委員 その承認とは何であるかという解釈を変えただけの話だから、実務的には、ただ一方的に文書が流れてくるだけであったとしても、それを受け取ったことによって、観念的には承認という大臣の処分があったというふうに見ることになりますね。

○三浦課長補佐 そうです。

○安念委員 そうすると、依然として、承認すべからざる場合であったのに、承認してしまったということが、これも理論上、起きるわけですね。

その場合ではどうなんでしょうか。そういうことが発覚した場合には、承認を取り消すということになるのでしょうか。

○三浦課長補佐 期限が切つてあるわけでもないですし、クロックがどうなっているかというのはルール化されていないので、その辺りはもう少し詰めないといけないと思うんですけれども、一種の解除条件付の行政行為をされたようなことではないかなと思うんです。

やはりどう考えても、これは、包括承認ではないでしょうと。

○安念委員 理論的には、あるかもしれない。

○三浦課長補佐 ロジカルには発生するパターンの一つかと思っておりますので、そういった場合には私どもは、まさにそのための報告であり、いただいているわけですから、そのときに何もしないということとはできないと思います。

それは法律的には、いつ行政行為として完了したのかとなっちゃうと、ちょっと私も頭の中の整理ができていないんですが。

○村松係長 そういうことがあったからといって、ではその財産処分は一切認めないというようなことは、全く考えていないので。

○安念委員 ええ、そういうことじゃないです。私もただ、頭の整理として伺っただけです。確かに悩ましいですね。

○三浦課長補佐 そうすると、今度、信用、縷々転々しちゃうケースも発生し得ますから、善意の第三者がたくさん介在してくるという問題が出てきます。

○村松係長 この通知の中の言葉の使い方として、包括承認で、そのパターンにはまったと思って、申請者が上げてきたとしても、書類等が整っていなければこの限りではないということを言っています。仮に後で、それは違うんじゃないかとなれば、それはもうその時点で承認したことにまだなっていないので、改めてやりましょうかという手は、使えると思うんです。

○安念委員 適化法上、あるいは今回のスキームもそうなんですが、特に地公体以外の第三者、特に社福なんかの場合ですが、担保権を設定するという行為は、レギュレーションの対象になっているんですか。

○黒川班長 なっています。

○安念委員 例えばの話なんですが、銀行から借入れをしたいので、補助金でつくった施設に担保権を設定したいという場合には、どうすればいいんですか。

○村松係長 2パターンありまして、まず建物を取得する段階で、既にほとんどの方は借りますので、それも交付申請書に有無を書いてしまうと。有無で有に○があれば、交付決定手続と同時に承認しますというスタイルをとっています。

もう一つは、運転資金のために借りる場合、それは普通に借りたくなったら言ってくれと。そういうパターンになってくると思うんですけれども。

○安念委員 それは主務官庁の承認が要るわけですか。

○村松係長 そうです。

○安念委員 それで実行されてしまったら、このスキームとの関係はどうなるんですか。

○村松委員 一応担保権が実行にいったときは、この上では返せとは言っています。

○安念委員 しかし、それは無理ですね。担保権が実行されたということは、金がないということなんだから。

○黒川班長 実行されるということは、売却されるということなので、そこからはもう有償譲渡の財産処分と同じような感じになっていくんですけれども。

○安念委員 法的な整理としては当然です。

○黒川班長 ただここに書いてあるような額が、きちんと回収されるかどうかというのは、またそこからちょっと別の問題になってきます。

○安念委員 勿論、それは弁済能力ですからね。

○村松係長 ただ、基本的に運転資金を借りさせるのをよくしたというのは、倒れそうな法人に金

を注入することによって、少しでも延命されれば、入所者にとっては、それはそれでサービスを受けられるわけですから、それはやってくれと。ただ、当然そうした場合は、債権者として手を挙げる。それが1円でも2円でも返ってくれば返してもらいますけれども、ないというときは仕方がないので、という考え方でもう行くしかない。

○安念委員 御省が配当に参加するということですか。

○村松係長 ということしか手がない。

○安念委員 ないですね。一般の債権者ですよ。○三浦課長補佐 税とか社会保険のような規定はありませんので。

○安念委員 そうでしょうね。優先権は、何もないんでしょう。

○黒川班長 ないです。

○安念委員 そうか、そういうことになるのか。

○米田主査 でも、ありそうですよね。

○安念委員 なくはないでしょうね。今までは何となくやっていたらうけれど、あり得なくはない。

それともう一つ、譲渡額なんですけど、これは地公体の場合は、譲渡額と書いてあるだけで、地公体以外だと、譲渡額が評価額に比して著しく低値の場合は評価額と書いてあるんですけど、これは地公体は、譲渡額が低くても、それはそれで目をつぶりましょうという、こういう整理になっているわけですか。

○黒川班長 はい。もう議会の承認を得ているという額であれば、もうここは構わないということです。

○岩村企画官 この譲渡額というのは。

○米田主査 言い値。

○黒川班長 実際の額です。

○村松係長 10年経過前のところでやっているんですけど、経過前にしろ何にしろ、上限が国庫補助に対する割合額ということは、逆にいえば、補助当時よりも高く売り抜けても、そのもうけは返してくれとは言わないという意味です。逆に安く売り抜けても、補助金に達しないからといって、その分多く返せとは言わないと。

○安念委員 何か私はどっちもおかしいような気がする。高く売り抜けたら売れた分の3割よこせと言わないと、おかしいと思いませんか。だってそれは、もともとがキャピタルゲインに貢献しているんだから。

○村松係長 法規課との話もそうだったんですけども、理論値というのは難しいのではないかと。時と時間にもよりますし。

○安念委員 いえ、しかしそれは一般論であって、このスキームだから難しいわけではなくて、一般的に評価は難しいというだけの話です。

○村松係長 そうかな。

○安念委員 できるだけ地公体にフリーハンドを与えろというのからすると、本当はおかしいんだ

けど。モラルハザードを防ぐという観点からすると、キャピタルゲインの形成に貢献した人間には、少しはリベートはあってもいいだろうという、それはそれで当然じゃないかと思うんです。

逆にいえば、評価額と関係なく、どれだけ安く売ってもいいというのもおかしい話であって、別に議会には補助金に関するモラルハザードを防ごうというインセンティブはないんです。

ない以上は、彼らを信頼するというのは、本当はおかしいのであって、そのときにはやはり縛りをかけないとおかしいということに、理屈としてはなるような気がするんですけども、まあこれは私の独り言です。

○三浦課長補佐 仰る通りだとまたちょっと使い勝手が。

○安念委員 勿論、そうです。

○岩村企画官 この計算式は、ある程度、全省庁横断的に、こういう形で。

○黒川班長 どうでしょう。結構私どもが先走ったので、法規課とは勿論、相談しましたけれども。

○三浦課長補佐 また順次、これからお聞きいただければ。

○安念委員 確かに、厚労省さんの場合には、地公体以外への補助というのは、非常に大きいですね。大きいというか、重要というか。

○三浦課長補佐 ウェイトとしては。

○安念委員 ありますね。ちょっとほかの省庁と違っていたとしても、それはそれでジャスティファイされるような気がしますけれど。

○黒川班長 例えばさっき地公体だからといって、低い値段で譲っていいのかというお話がありましたけれども、例えば官から民へ、保育所を民間の社会福祉法人に、余りお金を持っていないようなところもあるんですけれども、社会福祉法人に、少しでも効率よくやってもらうために、安い値段で提供して、しかも社会資源はそのまま生かすということで、安く提供するという、そういう政策があるのであれば、そこはもう安い値段、実際の評価額よりも安い値段であっても、そこは認めてあげようじゃないかという趣旨もあります。

○安念委員 しかしそれは、社福同士だって同じです。年寄りを追い出すよりは、とにかく引き取ってくれるのなら、全部、営業譲渡でも何でも、個別資産の譲渡でも、似たようなことが言えるような気がするんですけれども。

まあまあしかしそれは、理屈の整理にすぎないから。そういう考え方もあり、そうでない考え方もあるというだけでしょうけれども。お考えのほどは、わかりました。

○米田主査 ちょっと私の方から。すいません。想像力が、いまいち欠如しているのかもしれないんですが、よく第3セクター、今、地域力再生機構というのが、国会で審議されておりますけれども、第3セクターの再建というのは、これから地方の大きな課題になってくるんですが、厚生労働省の補助金の入った、そういった第3セクターの施設というのは、どんなものがあるんでしょうか。例えば雇用・能力開発機構ですとか何か。

○三浦課長補佐 雇用・能力開発機構自身が、一種、国の3セクみたいなものなので、それが県の3セクに何かをしているというのは、ちょっと私は不勉強で存じ上げないです。

○米田主査 例えば雇用・能力開発機構がやっていたら、いろんな事業なんか。

○三浦課長補佐 基本的に、例えば雇用能力開発機構というのは、独立行政法人なんですけれども、それはどういふんでしょう。例えば法律上の指定法人のような形でやっているようなケースもありますけれども、それは民法法人で指定していますから、それはまず横に置いておくと。御懸念のようなケースというのは、あるのかな。

あとは、公益法人に限定しないで、競争入札で随意契約ではなくて、契約はコンペティションをやった上で勝ち取ってくださいという、というやり方をしておりますので、3セクに絞って集中的に契約をするようにというやり方は、していないものですから。

ただ、全くないということも、私は不勉強で知らないんですけれども、例えばよその省庁さんではある手法なのかもしれませんけれども、3セクであるというのは、ある程度、行政が関与していくというやり方ですね。

先ほど安念先生がおっしゃっていたように、社福ですとか医療法人ですとか、私どもの行政分野は民間のプレーヤーが、かなりプレーヤーとしてはウエイトを占めていますから、そこをあえて3セクにまで引き上げでというのは。

○米田主査 それよりも、ある要件を満たす民間に、直接補助が行く方が多いですね。

○三浦課長補佐 ええ。直接、国からというわけではないんですけれども、国から都道府県とか市町村を経由して、最終的に民間に行くというケースがほとんどだと思います。

○米田主査 すいません。もう一つ、基本的なことなんですけど、この補助金適化法は、基本的に国の補助金ですよ。今おっしゃった、国から県を経由して市町村に行くというのは、それはこの法律の対象範囲にないんですか。

○三浦課長補佐 国が都道府県に対して、例えばよくあるのが、市町村の事業に県が補助して、県の事業に国が補助するようなケースですかね。

○有田課長補佐 そうですね。福祉関係ですと。

○三浦課長補佐 福祉系だとそうですね。そうすると国が県に対して流している補助金に対して、適化法の適用がありますね。

○村松係長 それは間接補助という形ですね。

○米田主査 それはこれに入る。

○三浦課長補佐 入ってまいります。

○米田主査 そのときに、直接ではないかもしれませんが、県も補助を出しているケースがありますね。そういうときは、これは国の制度ですけれども、いずれ県の方もこれにならう形で。

○村松係長 多分、今の仕組みからいくと、国が県に補助金を出して、県は国の財源と自分の財源を合わせて民間に渡すんですけど、そのときに国と同様の条件を付けているというのが、実態なんです。ですから適化法 22 条が対象になりますということを書いてしまえば、これは全く同じものがかかるという考え方でいいと思います。

○米田主査 同じように緩和されるということですか。

○村松係長 緩和というか、同じ運用はします。

○黒川班長 同じようなルールで、今までも財産処分の承認をやってこられているはずですので、

恐らく私どもが見直すことで、県の方でも、同じようにやっているはずです。

そうしないと、国庫納付額とか全部違ってきたりすると、おかしくなりますので。

○村松係長 例えば従前も、国が国庫納付をとるときというのは、あくまでも直接補助事業者との間柄でしかないので、県が国に金を返すということになると、県は、ところてん式に自分が出した法人からお金をもらい、自分の分とかって返してきますから、そのルールはもう3者間で、すべて同じということになります。

○米田主査 安念先生、ほかに。

○安念委員 議会の顔を立てるというお考えは、よくわからないけれども、それは皆さんの本当に本音かなとちらっと思ったりもして、これは独り言でございますけれども。

どうもありがとうございました。いろいろと。

○岩村企画官 事務的に、資料4で1枚目の(4)の①と②なんですが、①は認定こども園ですね。②のケースは、どういうものが考えられますか。

○有田課長補佐 認定こども園でなくて、幼稚園に対してです。

○岩村企画官 幼稚園に対してという、そういう理解で。こういうようなことをするところは、あるんですか。

○有田課長補佐 やはり地域によっては、幼稚園、保育所、どっちかというのがありますので、保育所から幼稚園にという要望はあるかと思います。

○岩村企画官 それとあともう一点は、先ほど4月にこれを入れられたばかりで、その実績等々については、まだこれからというお話があったんですけども、実際にそれを使われたものは、決裁を通られるという御説明があったかと思うんですけども。

○三浦課長補佐 承認が要るケースですね。

○岩村企画官 承認が要るケース、それはまだないという。

○三浦課長補佐 いや、承認が要るケースはあります。

○岩村企画官 もう来ているんですか。

○三浦課長補佐 ちらほら、月に1件ぐらいかしらね。

○村松係長 基本的に売った場合がほとんどです。

○岩村企画官 売った場合が。

○三浦課長補佐 売却して、それで譲渡益というか、譲渡額が出ちゃった場合ですね。有償譲渡でというケースです。

○岩村企画官 なるほど。そうするともう10件には満たないものの、数件程度の実績はあると。

○三浦課長補佐 はい。

○岩村企画官 こちらの包括承認の方は、これは。

○三浦課長補佐 届け出を受理して、範囲を拡充しているということでしょうね。

○安念委員 それはそうでしょうね。

○村松係長 基本的にその包括承認にはまるかどうかの示唆は、最低、します。ただそこは、それがOKであれば、その瞬間に承認ですということ、もう行政手続は何もしません。ですから

それは、申請書を綴じるだけというのが実態です。

○岩村企画官 なるほど。後からフォローをしてくださいとか、そういうお願いは、各局にされているとか。

○三浦課長補佐 ですからそこは、このルールに則っているか、いないかという判断は、勿論、届出受理時に行いますけど、それ以上は、特に。その後に、追いかけていかなければいけない条件付の譲渡などのケースは、勿論、追いかけていきますけれども

○村松係長 パターンがあって、割と簡単に判断できますので。

○三浦課長補佐 追いかけるのもコストですから。

○米田主査 では、本当に今日はありがとうございました。

前向きな弾力運用化の姿勢をしっかりと示していただいて、感謝します。

どうも今日はありがとうございました。

○三浦課長補佐 ありがとうございました。また引き続き何かございましたら。

○米田主査 フォローしていきますので、またよろしくお願いします。